

役員・幹事の校友会関連行事参加に関する申し合わせ

理工学部校友会情報部会

平成29年11月 4日 制定

平成30年11月 3日 改訂

情報部会所属の役員・幹事が校友会関連行事に出席した場合における費用の部会からの負担について申し合わせを定める。ただし、役員については、その代理者が出席した場合にも費用を部会から負担する。

1. 校友会総会、常任幹事会、各種委員会、その他行事

役員：交通費、懇親会費

幹事：交通費、懇親会費

2. その他

本申し合わせは平成29年11月 4日から施行する。

本申し合わせは必要に応じて幹事総会で見直し・改定を行う。